

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第29号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年1月29日 06時00分ごろ	
発生場所	和歌山県串本町潮岬北東方沖 梶取埼灯台から真方位116° 6.2海里（M）付近 （概位 北緯33° 32.2′ 東経136° 04.2′）	
事故等調査の経過	平成23年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 石灰石運搬船 ^{たくよう} 拓洋丸、8,556トン 135944、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、梅若海運有限公司及び第一中央船舶株式会社</p> <p>B 漁船 ^{かいせい} 海星丸、11.72トン WK2-5478（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、三級海技士（航海） 一等航海士A、三級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷中央部に擦過傷</p> <p>B 右舷船首部に擦過傷及び方向探知機アンテナに曲損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか10人が乗り組み、高知県高知市高知港へ向けて約13ノット（kn）の速力で潮岬北東方沖を南西進していた。</p> <p>一等航海士Aは、左舷船首方にB船を視認したので注意喚起信号を行い、同船の動静を監視していたところ、同船が避航動作をとっていないと思い、衝突回避動作として右転した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、潮岬東方の漁場で操業を終え、和歌山県那智勝浦町勝浦漁港へ向けて約5knの速力で潮岬北東方沖を自動操舵により北西進していた。</p> <p>両船は、平成23年1月29日06時00分ごろ、A船の左舷中央部とB船の右舷船首部が衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃でA船の存在を初めて知った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
その他の事項	<p>船長Bは、操舵室に設置したベッドに腰を掛け、目視により見張りを行うとともに、レーダーの接近警報を自船を中心とした半径1.5Mの円の正横より前方の範囲にセットし、2Mレンジで作動させていたが、衝突時までA船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、レーダーの接近警報を頼りに操船していた。</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり、B あり
	船体・機関等の関与	A なし、B なし

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は南西進中、B 船は北西進中、潮岬北東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>一等航海士 A は、警告信号を行わなかったとともに、適切な避航動作をとらなかったものと考えられる。</p> <p>船長 B は、レーダーの接近警報を作動させていたことから、接近する他船があれば、警報が鳴るものと思い、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B 船のレーダーは、海面反射除去が過度に調整されていたこと、警報装置が作動しなかったことなどが考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、潮岬北東方沖において、A 船は南西進中、B 船は北西進中、一等航海士 A が警告信号を行わなかったとともに、適切な避航動作をとらず、また、船長 B が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	